

南海トラフ地震に関する
新たな防災対応
検討における課題

課題1：事前避難の対象者 (半割れケース)

<国の方針>

【津波からの避難】

○地方公共団体は、避難の対象となる地域をあらかじめ検討
「津波到達時間」と「避難に要する時間」の比較を行い、避難の可能性を検討する

【課題】

○個々の状況に応じて、事前避難等の対応をあらかじめ決めておく必要がある

〔事前避難対象者の絞り込み〕

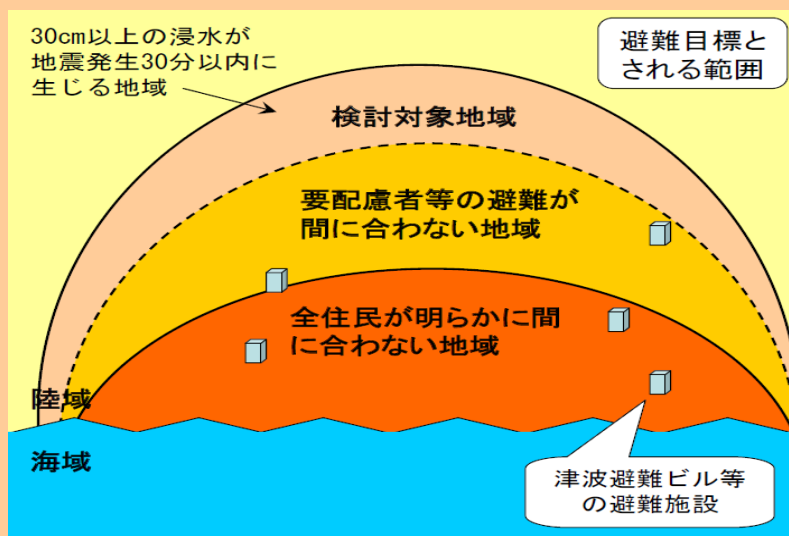
- ・津波避難施設等の整備状況は、対象者の算定に考慮すべきか
- ・避難に要する時間に避難開始時間を考慮すべきか
- ・個々の人的特性、社会生活の状況を考慮すべきか
- ・避難勧告を発令する場合の対象地域をどのように特定するか
- ・全住民が明らかに避難が間に合わない地域の指定基準をどう設定するか

〔避難行動要支援者・要配慮者等の対応〕

- ・事前避難による環境変化がかえって健康に悪い影響を与えるおそれがある(特に、在宅で介護・治療中の要配慮者)

- ・自ら避難することが困難な方々の把握・避難手段の確保など

【津波からの事前避難イメージ】



市町の意見・提言内容

(課題)避難対象者の絞り込み

- 自治体間で事前避難の方針に大きな格差が生じないよう **共通の判断基準**が必要
- 事前避難の仕組みは**法的な根拠が必要**。「避難勧告」を発することについては法律に規定すべき。また、事前避難に要した自治体の経費は**法的支援又は国による補償措置が必要(災害救助法を適用すべき)**
- 自主的に事前避難を行った人への対応はどうか。1週間経過後も避難を継続する人への対応や**費用負担はどうか**
- 急傾斜地の崩壊が懸念されるような**土砂災害警戒区域は事前避難の対象とすべき**
- 事前避難が求められる地域内で在宅避難や建物内避難は認められるか。認められた場合、行政による民生支援を行うのか
- 津波避難施設の整備状況に基づいて事前避難の対象者を絞り込んだ場合、施設の整備の進捗に合わせた見直しを行うのか
- 観光客等の事前避難をどう対応するか。繁忙期には住民以上の人数になる可能性がある

(課題)避難行動要支援者・要配慮者等の対応

- 事前避難による環境変化は、要支援者にとって健康への影響が大きい**が、小規模な自治体にとって、事前避難者に対する医療的なケアは困難
- 事前避難対象者は、災害対策基本法第49条の11第3項に基づく名簿情報の提供が可能であると明確に定めるべき。**名簿に掲載のない要支援者は対応が困難**
- 事前避難の対象者を災害時要配慮者まで拡大すると対象者が多くなり、全体を把握することは困難
- 事前避難対象者のうち、要支援者等でどうしても避難行動ができない人の対応策が必要

アンケート結果から得られた課題

臨時情報発表時に、家庭内の安全対策など、簡易な行動を行える人は多い(7~9割)が、安全な場所に避難する人は約半数と少ない
⇒「事前避難」という行動を起こすことはハードルが高い傾向がある

課題2: 事前避難先の確保

<国の方針>

【避難所の確保】

○避難する住民は、あらかじめ、知人宅や親類宅等で安全な場所を自ら確保

○知人宅や親類宅等への避難が困難な住民については、市町村は避難先の確保等の対応をとる必要

【課題】

〔学校〕

・避難所運営と授業継続を両立させることができるのか

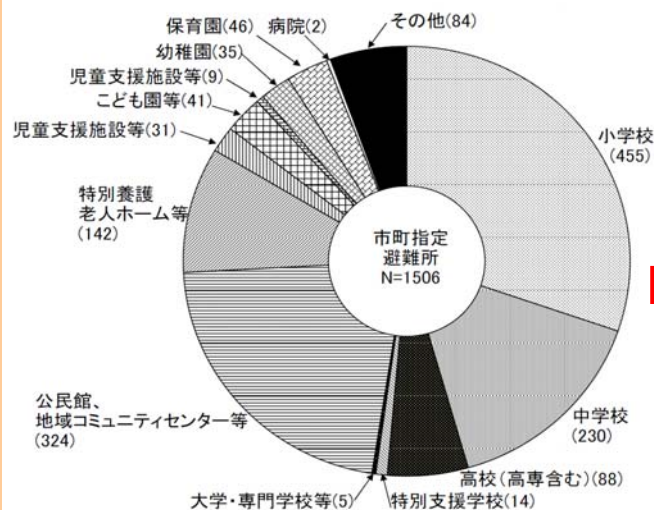
〔要配慮者〕

・要配慮者の生活環境や健康の維持に配慮した福祉避難所をどのように確保すべきか

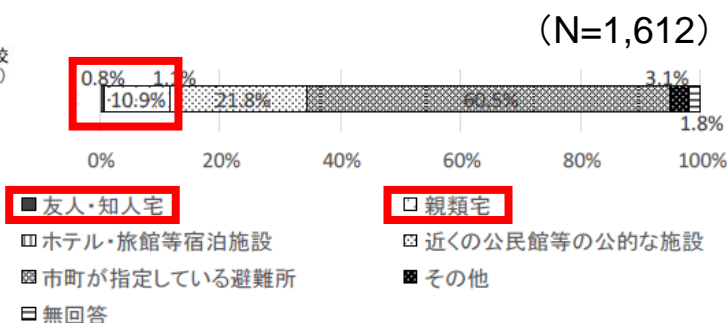
〔安全性など〕

・地震に対する安全性をどのように担保するのか
 ・事前避難者と発災後避難者の住み分けは必要か
 ・事前避難の費用負担、避難に伴い生じた損害(症状悪化等含む)に、どのように対応すべきか

【「指定避難所」の状況】



【事前避難先としての選択肢】



〔南海トラフ地震に関する新たな防災対応についてのアンケート(2018年静岡県)〕

(参考)小中学校、高校及び特別支援学校は、全体の52%

市町の意見・提言内容

(課題) 避難所運営と授業継続の両立

- 事前避難先となる適当な施設がなく、学校施設も対象に入れてほしい
- 事前避難先として学校の体育館を使用する場合、授業への影響は避けられない
- 津波浸水域に学校が立地する場合や学区に津波浸水域がある場合の学校の対応策について、基準等により明らかにしてほしい

(課題) 要配慮者の生活環境や健康の維持に配慮した福祉避難所の不足

- 平常時の定員を超える人数を受け入れることができる施設はない
- 市町内に福祉対応が可能な施設は少なく、要支援者の事前避難を実行するためには、広域的な施設利用や職員の増員が必要。施設環境や職員の配置基準等の特例措置が必要
- 自治体が福祉施設に協力を求めやすくなる対応策を明らかにしてほしい
- 施設不足による事前避難者の生活環境悪化が懸念される

(課題) 事前避難の費用負担、避難に伴い生じた損害への対応(症状悪化等含む)

- 海上作業(漁業者などの個人での生業となっている者)に対する避難要請、業務自粛要請は、損失補填や救済措置なしでは非常に難しいと考える
- 費用を賄うことができないために対応が遅れたり、事前避難の対応をした結果、発生後に対応する体力がなくなったりする懸念がある

(課題) その他

- 事前避難先となる施設の整備や開設について、自治体間の格差が生じないように国や県のバックアップが必要

アンケート結果から得られた課題

(課題) 事前避難者と発災後避難者の住み分け

- 臨時情報発表時に避難する理由として、「早めに避難することにより、よりよい環境の避難所に避難したいため」という回答が他の理由に比べて相対的に多い
- ⇒本来避難予定の人が避難できなくなる可能性がある

(課題) その他

- 事前避難先として国が推奨する「知人宅及び親類宅」は10%程度

課題3：企業等における防災対応 (半割れケース)

<国の方針>

- 社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していく
- 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施
- 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
- 一時的に企業活動が低下するような防災対応であっても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を推奨

【課題】

- 事業継続と安全確保をどのように両立させるのか
- 利用者や従業員等の安全確保や、作業の中断・継続を判断するに求められる安全基準をどのように考慮するか
- 業務を縮小・中断した場合の損失にはどのように対応すべきか

〔ライフライン事業者〕

- ・事業継続と安全確保をどのように両立させるのか
(水道・電気・ガス・通信等については、あらゆる活動に不可欠なものであることから事業継続を基本とする。)

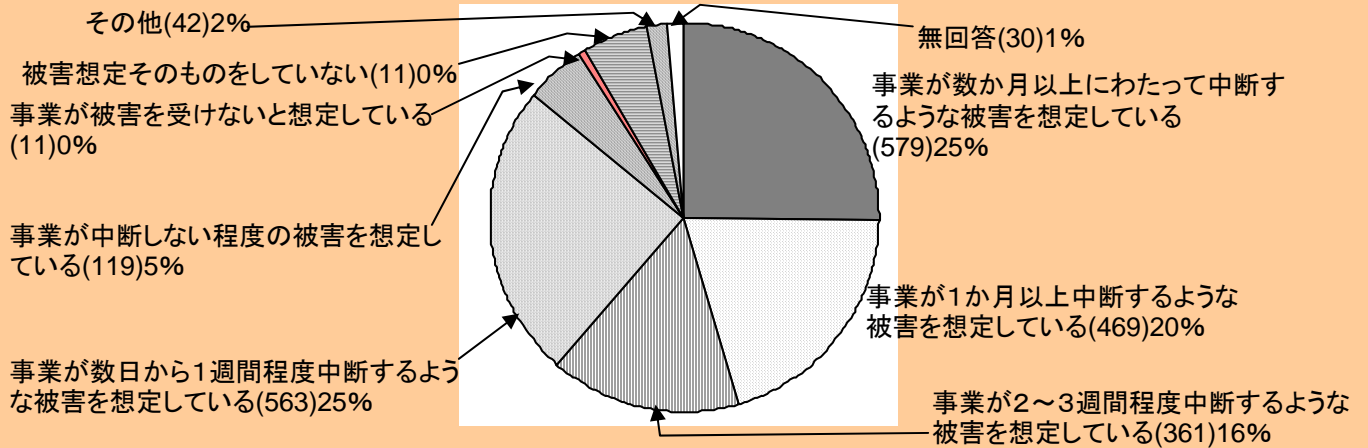
〔医療機関・社会福祉施設〕

- ・入院患者・入所者の安全な施設等への移動は困難
(受入れ先の病院・施設の確保、本人・家族等の理解など)
- ・在宅の医療・介護利用者への対応はどのようにすべきか

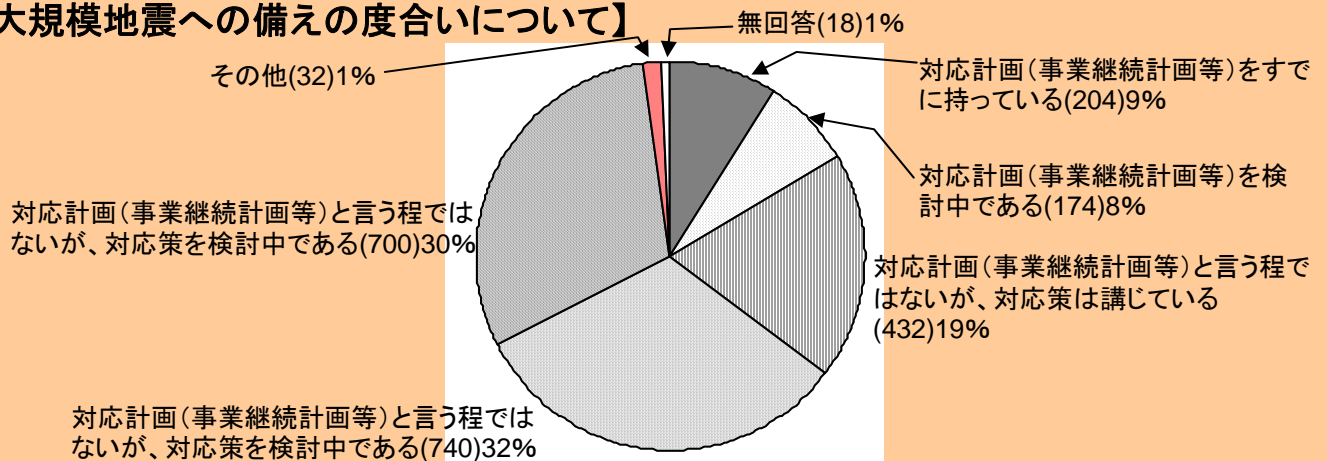
〔学校〕

- ・休校(又は授業継続)とした場合、保護者の理解を得られるか
- ・避難所に指定されている場合、学校業務との両立は可能か

【大規模地震が発生した場合の被害想定の度合いについて】



【大規模地震への備えの度合いについて】



〔企業の地震対策に関するアンケート(2018年静岡県)〕

(N=2,300)

市町の意見・提言内容

(課題)

- 漁業従事者など海上作業者に対する事前避難の要請は、**営業中止に伴う損失補てんや救済措置が必要**。経済的な対応策なしでは実効性がない
- 私立学校・保育施設、福祉施設が休校、業務停止した場合は、**事業補償を行うべき**

アンケート結果から得られた課題

- 大規模地震発生時に、2～3週間程度以上事業が中断するような被害を想定している企業が6割程度あるが、それへの対応計画を策定済みの企業は1割に満たない
- 未策定の企業の中には、地震対策を諦めてしまっている例も見受けられるため、新たな防災対応を含め、対応計画策定の更なる促進が必要

課題4：適切な情報提供

<国の方針>

【あらかじめ防災対応を検討するための適切な情報提供】

○平常時からの訓練や広報の実施により、南海トラフ地震関連情報の内容や、発表された場合に取りべき対応について住民や企業等が正しく理解し、あらかじめ検討した防災対応を冷静に実施することが重要

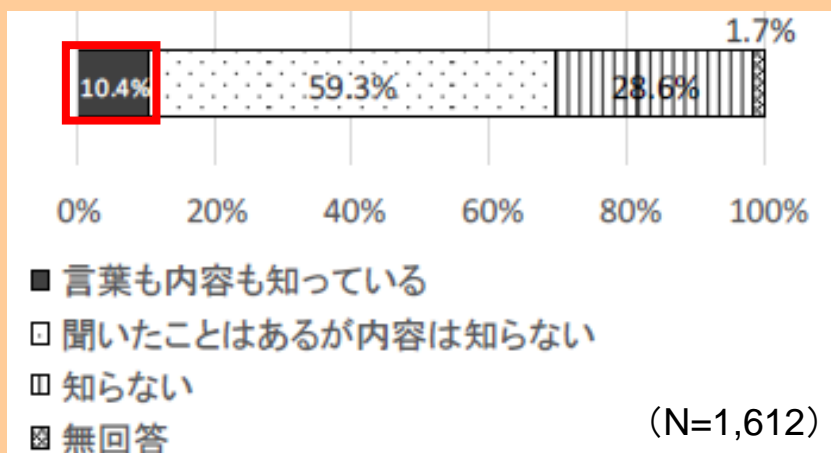
【課題】

○情報の認知度が低い状況で、従前の警戒宣言との違いも含め、効果的な広報・周知をどのようにすすめていくのか

【南海トラフ地震に関連する情報」の認知度】

【周知が進まない理由】

- 未確定な部分が多く、説明が難しい
 - ・現在の情報体系は「当面の対応」として定められたものであること
 - ・情報が出された際に求められる防災対応について現在検討中であること
- 「東海地震に関連する情報」と比較すると非常にあいまいでわかりにくい情報であること



〔南海トラフ地震に関する新たな防災対応についてのアンケート(2018年静岡県)〕

市町の意見・提言内容

(課題) 情報の認知度が低い状況で、従前の警戒宣言との違いも含め、効果的な広報・周知をどのようにすすめていくのか

○臨時情報や事前避難の対応開始に係る情報は、国からどのように伝達されるのか

○1週間経過した際の防災対応の解除については、国からどのような伝達があるのか。また、**防災対応を解除した後に地震が発生した場合は市町長に責任が生じないようにしてほしい**

○警戒宣言との違いを正しく住民に理解してもらうための相当な周知が必要。また、住民が納得できる制度でないと普及・浸透しない

○自治体によって対応が異ならないよう統一された媒体による情報提供が望ましい

○外国人に向けた多言語対応が必要

アンケート結果から得られた課題

○**臨時情報を「言葉も内容も(両方とも)知っている」のは10.4%にとどまる**

○「半割れを想定した対応」と「ゆっくりすべりを想定した対応」についてそれぞれ設問したが、両方同じ回答をしている人が多く、両者の違いを理解している人は少ない

⇒想定される社会状況がイメージしにくい可能性がある